

(注意)

本件売却対象は、

物件 6 のみ
建物のみ

です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 13 日

岡山地方裁判所第3民事部

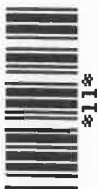
裁判所書記官 岸 野 孝 昭

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 10 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 7 月 17 日 午前 10 時 00 分 岡山地方裁判所売却場
売却決定 期日 場 所	令和 7 年 8 月 7 日 午前 10 時 00 分 岡山地方裁判所第3民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
6	686,000 548,800		140,000	74,031	10,575



物 件 目 録

6 所 在 玉野市西田井地字新田 2082 番地 1

家屋 番号 2082 番 1 の 1

種 類 工場・事務所

構 造 鉄骨造陸屋根 3 階建

床 面 積 1 階 269.25 平方メートル
2 階 90.00 平方メートル
3 階 90.00 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 276 平方メートル
2 階 90.00 平方メートル
3 階 90.00 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 6年 9月19日

岡山地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 花 房 環

1 不動産の表示

【物件番号6】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号6】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号6】

本件所有者が占有している。

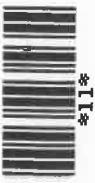
5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号6】

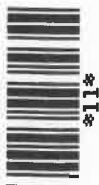
本件建物のために、その敷地（地番2082番1，地積1323.88平方メートルの一部，登記名義人C）につき借地権（賃借権）が存する。買受人は，地主の承諾又は裁判等を要する。地代の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

6 所 在 玉野市西田井地字新田 2082 番地 1

家屋 番号 2082 番 1 の 1

種 類 工場・事務所

構 造 鉄骨造陸屋根 3 階建

床 面 積
 1 階 269.25 平方メートル
 2 階 90.00 平方メートル
 3 階 90.00 平方メートル

(現況)

床 面 積
 1 階 約 276 平方メートル
 2 階 90.00 平方メートル
 3 階 90.00 平方メートル



令和6年(ケ)第22号
令和6年4月15日受理
令和6年6月21日提出

現況調査報告書

(物件6関係)

岡山地方裁判所

執行官 石 岡 伸 治

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

6 所 在 玉野市西田井地字新田 2082 番地 1

家屋 番号 2082 番 1 の 1

種 類 工場・事務所

構 造 鉄骨造陸屋根 3 階建

床 面 積	1 階	269.25 平方メートル
	2 階	90.00 平方メートル
	3 階	90.00 平方メートル



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
建 物	物件 6
種類、構造及び 床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (■主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類： ☐ 構 造： ■床面積：1階：約276㎡ (増築：約20㎡, 取壊：約13㎡)
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある ┌ 種 類： ├ 構 造： └ 床面積：
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を空き家の状態で管理占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	☒ 本建物内には、工場供用物としてホイスト、電気設備等が存するが、いずれも 老朽化が認められ、稼働していない状態となっており、いずれも無価値と認めた。
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある ┌ 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 └ 保管開始日 平成 年 月 日
敷 地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈単独〉)

目的外土地の概況 (物件6関係)		
所 在	玉野市西田井地字新田(登記簿上の所在地)	
地 番	2082番1	
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐	
地 積	1323.88平方メートル (☐ 全部 ☒ 約350平方メートル)	
所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (登記名義人: C)	
その他の事項	■下記記載の「地代」は、物件6の建物並びにA所有の件外建物(家屋番号: 2082番地1の2)及び付属施設等が使用する敷地全体の賃料額である。なお、物件6の建物の借地部分の地積は、現場で概測した結果、約350㎡と認めた。	
■関係人(■建物所有者会社特別代理人) ☐ ()の陳述／■提示文書(契約書)の要旨		
占有権原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期	昭和53年 6月 1日	
最初の契約日	昭和53年 6月 1日	
契約等期間	昭和53年 6月 1日から ☒ 昭和55年 5月31日まで 2年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☒ 法定更新	
現在の契約等期間	昭和55年 6月 1日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
契約等貸主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者借主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()	
地代・支払時期等	毎月 金70,000円 (毎月末日限り 翌月分支払)	
地代前払	☒ ない ☐ ある (金 円 分まで)	
敷金・保証金	☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		
地代滞納	☐ ない ☒ ある (令和5年10月分から)	
契約解除	☒ ない ☐ ある ()	
訴訟提起等	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号) ☐ 係属中 ☐ 終局 ()	
その他		
執行官の意見	☒ 上記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債務者兼所有者会社代表者 A の子)	1 私は物件 6 の建物（以下「本件建物」という。）所有者会社代表者 A の子です。 2 本件建物は、石工事業等を営んでいた債務者会社が工場・事務所として使用していましたが、現在は廃業しており、空き家の状態で何人とも賃貸借関係はありません。 3 本件建物は、経年による老朽化が著しい状態となっており、雨漏りをしている所が数カ所あると思います。なお、建物 1 階部分は、建物の使い勝手を良くするために、時期ははっきりとしませんが、増築したり取り壊したりをしていると思います。
■ 債務者兼所有者特別代理人	1 私は、債務者兼所有者会社の破産管財人でした。 2 B の陳述 1, 2 と同旨。 3 本件建物内の動産類については、破産手続中にほとんど搬出し処分をしています。 4 本件建物の地代については、破産手続中、財団債権として令和 5 年 9 月分までは支払っていますが、その後は滞納状態になっていると思います。おって、地代については、地主側の C が亡くなっており、権利者が確定できていない状態であったので供託をしています。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件建物の外観及び目的外土地の状況は、写真1ないし3のとおりである。
- 2 本件建物内の状況は、写真4ないし17のとおりである。
- 3 本件建物は、関係人の陳述のとおり、経年による老朽化が著しい状況となっていることが認められた。
- 4 本件建物は、関係人の陳述のとおり、時期は判然としないが増築されている部分、取り壊されている部分が存することが認められ、増築・取壊箇所は土地建物位置関係図及び建物間取図表示のとおりである。
- 5 本件建物は、Aが所有する件外建物（家屋番号：2082番1の2，種類：工場，構造：木造瓦葺平家建，床面積：233.44㎡）とほぼ接する状態で建築されていることが認められ，建物1階の接する部分は壁がなく行き来ができる状態となっていることが認められたので注意されたい（土地建物位置関係図，建物間取図，写真6，8，9参照）。
- 6 その他，本件建物は，関係人の陳述に沿った状況がうかがえ，その他第三者の占有はうかがえない。
- 7 間取り
別紙建物間取図のとおり
- 8 接面道路
本件建物の北東側が市道に接している（土地建物位置関係図，写真2参照）。

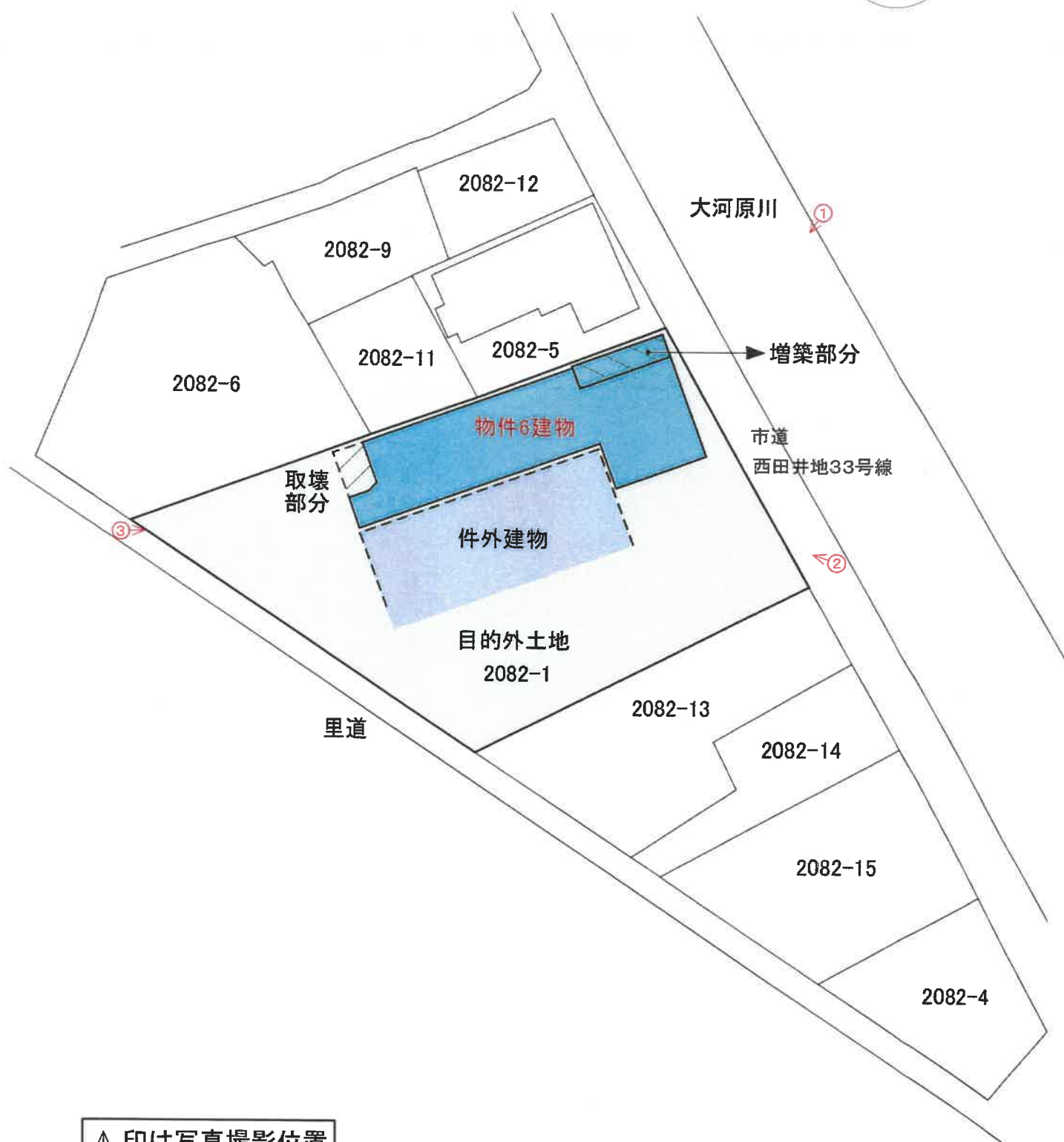
以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 4 月 16 日 (火) 9 : 15 - 10 : 30 うち 15 分	岡山地方法務局 岡山西出張所	公図閲覧, 地積測量図, 建物図面, 登記事項要約書交付申請
6 年 4 月 17 日 (水) 10 : 30 - 11 : 30 うち 15 分	物件所在地	物件確認, 占有調査, 形状調査, 写真撮影 B から聴取
6 年 5 月 24 日 (金) 12 : 30 - 14 : 30 うち 10 分	物件所在地	評価人同行, 立入調査, 占有調査, 形状調査, 写真撮影 B から聴取
6 年 6 月 10 日 (月) 11 : 00 - 12 : 00 うち 5 分	岡山地方法務局 岡山西出張所	目的外土地登記全部事項証明書交付申請
6 年 6 月 12 日 (水) 12 : 30 - 14 : 30	物件所在地	評価人同行, 立入調査, 占有調査, 形状調査, 写真撮影 B から聴取
6 年 6 月 13 日 (木) 16 : 00 - 16 : 15	岡山市北区弓之町	特別代理人から聴取
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



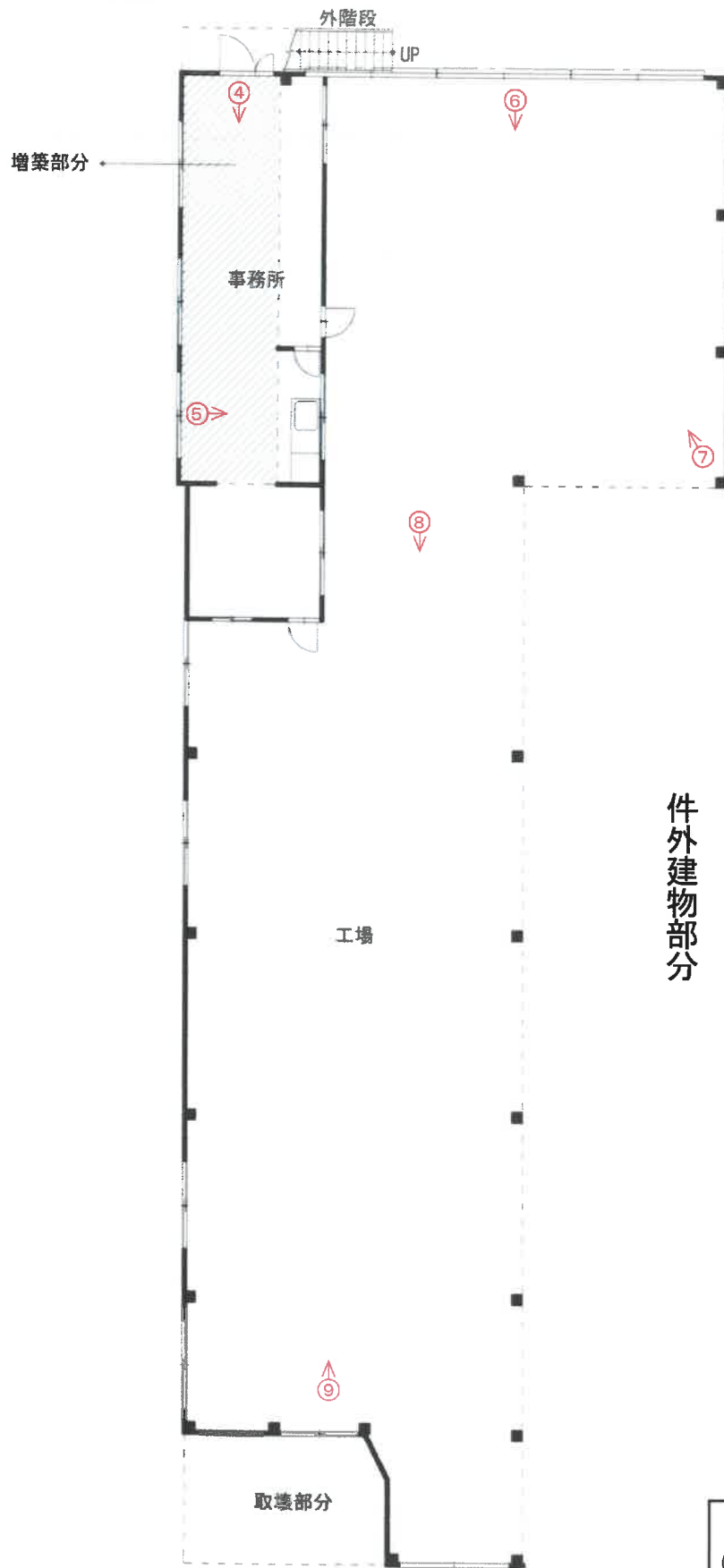
↑ 印は写真撮影位置
○ 方向写真番号

建物間取図

物件 6 建物



1 階

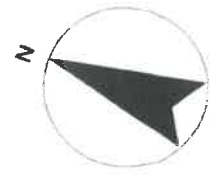


↑ 印は写真撮影位置
○ 方向写真番号

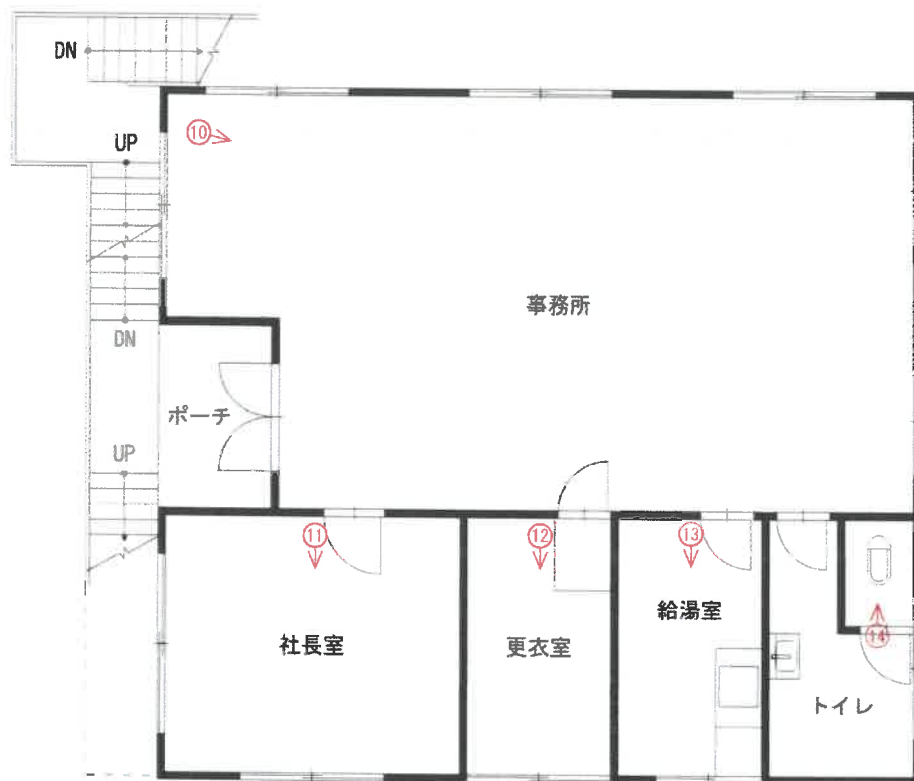
(8 枚目)

建物間取図

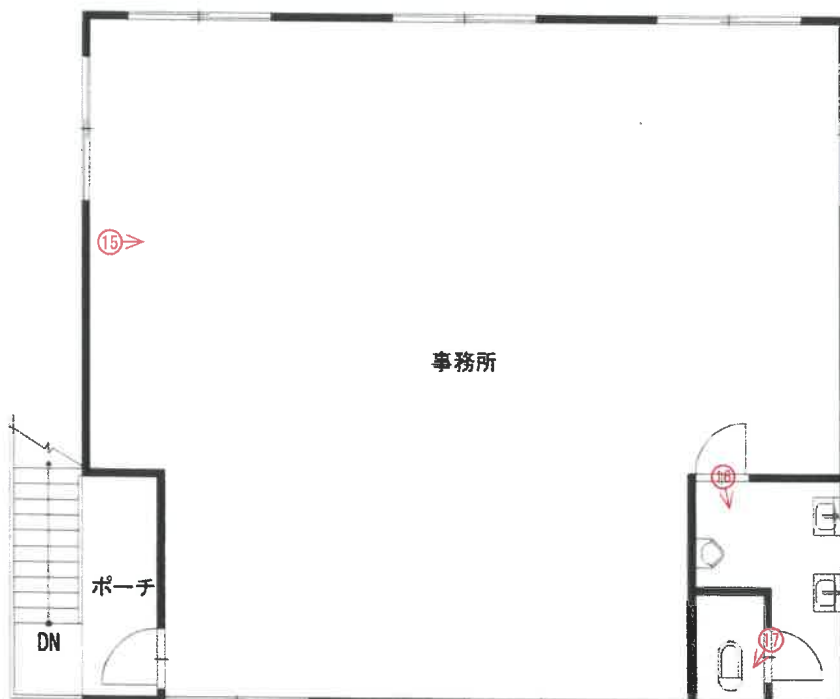
物件 6 建物



2 階



3 階



(9 枚目)

↑ 印は写真撮影位置
○ 方向写真番号

写真 1



写真 2



写真 3



写真4



写真5



写真6

件外建物部分



写真7



写真8

物件6の柱

件外建物の柱



写真9

物件6の柱

件外建物の柱



写真1 0



写真1 1



写真1 2



写真1 3



写真1 4



写真1 5



写真1 6



写真1 7



評 第 24-1009-3 号
令和 6 年 (ケ) 第 22 号
令和 6 年 5 月 24 日 現地調査
令和 6 年 6 月 12 日 現地調査
令和 6 年 6 月 24 日 評 価

岡山地方裁判所 第 3 民事部 御中

評 価 書

(物件6)

評価人 石田 慎治

第 1 評価額

項目	物件番号	種類	評価額
—	6	建物	金 1,398,000 円

- ① 一括価格とは、物件番号記載の各不動産について、一括売却(民事執行法 6 1 条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格とは、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 上記土地の内訳価格は建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、建物の内訳価格は当該敷地利用権価格を建物自体の価格に加算した価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、原則として買受希望者が事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件状況の変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

物件 番号	種類	所在等	登記上	現況
目的外 土地	土地	所在地 番 目 積	玉野市西田井地字新田 2082番1 宅地 1,323.88 m ²	概ね同左だが借地部分は、建物敷地に対応する約350m ² と査定した。
6	建物	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	玉野市西田井地字新田 2082番地1 2082番1の1 工場・事務所 鉄骨造陸屋根 3階建 1階: 269.25 m ² 2階: 90.00 m ² 3階: 90.00 m ² 延: 449.25 m ²	概ね同左だが、床面積が下記の通りとなっている。 1階: 約 276 m ² 2階: 90.00 m ² 3階: 90.00 m ² 延: 約 456 m ²
物件 番号	特記事項			
6	物件6建物内には、機械設備等が存在するが稼働してない状態にあり、耐用年数は既に経過した古い設備等で価値無しと判断した。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（目的外土地）

位 置・交 通	JR宇野 線 備前田井 駅の 北東 方直線約 5,900 m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	古くからの住宅等が密集する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しな い一般的な規制)	都市計画区分 : 市街化区域 用 途 地 域 : 第1種住居地域 建 ぺ い 率 : 60 % 容 積 率 : 200 % 防 火 規 制 : — その他の規制 : —	
画 地 条 件 (規模・形状等)	規 模 : 1,323.88 m ² 間 口 : 約 28 m 奥 行 : 約 44 m 形 状 : 略長方形 接面状況 : 中間画地 地 勢 : 略平坦	
接 面 道 路	方位：東側 幅 員：約 3.0 m 舗 装：有 種 類：市道 西田井地33号線 高低差：等高 摘 要：42条2項道路 西側 約 2.0m 有 里道 等高 42条2項道路	
土地 の 利用状況 及び隣地の状況等	現況は、一部を物件6建物の敷地として利用されている。 隣地の状況は、一般住宅、事業所跡等である。	
供給 処理 施設	上 水 道 : 有 ガス配管 : 無 下 水 道 : 有	※供給処理施設における「有」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「無」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用出来るかどうか不明な場合をいう。
特 記 事 項	「現況調査報告書」の通りである。目的外土地の借地部分は、東側市道に接面する物件6建物の敷地部分で約350m ² と査定した。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件6）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建 築 年 月 日 : 昭和48年9月頃 新築(登記上) 経 過 年 数 : 約 51 年 経済的残存耐用年数 : 約 2 年 増 改 築 時 期 : 不明
仕 様	外壁 : スレート (事務所) (工場) 天井 : 石膏ボード等 — 壁 : プリント合板等 — 床 : Pタイル等 土間コン その他 : —
建 物 の 品 等	中品等
床面積 (現況)	前記「第3目的物件」欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現 況 用 途 : 前記「第3目的物件」欄記載のとおり 間 取 : 現況調査報告書添付の「建物間取図」のとおり
保守管理の状態	不良
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおりである。
特 記 事 項	「現況調査報告書」の通りである。経済的耐用年数の略満了した建物で経年劣化、通常使用等による傷みのほか全体的に劣化が大きい。

第5 評価額算出の過程

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 土地

対象物件が所在する地域の標準画地価格を求め、これに評価対象地の個別格差修正及び必要に応じて建付減価補正を行い土地価格を判定した。

i 標準画地価格の査定

(標準画地の概要) (A 地域)

種 別 : 住宅地域
 街路 幅員 : 約 3.0m
 地 積 : 約 200 m²
 間口・奥行 : 約12m×約17m
 形 状 : 長方形
 高 低 差 : 等高
 接面 状況 : 中間画地
 そ の 他 : -

地域 符号	公示価格等 (円/m ²) ア	時点 修正 イ	標準化 補 正 ウ	地域 格差 エ	規準価格等 (円/m ²) オ	標準画地価格 (円/m ²) カ
	21,100	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{103}$	$\frac{100}{110}$	18,600	18,600
A	調査地 玉野(県)-1	公示価 格等の 価格時 点から 評価日 までの 推定変 動率で ある。	公示地等 の画地条 件を標準 的なもの に補正し た。	街路条件、交 通接近条件、 環境条件、行 政的条件等の 格差を考慮の うえ査定し た。	オ：ア×イ×ウ× エ	規準価格等を参考に周 辺取引事例等を検討の うえ査定した。

ii 建付地等の価格

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格差 イ	持分 割合 ウ	地積 (m ²) エ	建付減価 補 正 率 オ	建付地等価格 (円) カ
	18,600	1.00	1.00	350.00	0.80	5,208,000
目的外 土地	A 地域		-	公簿数量	地域との適合 性・敷地との適 応性等を考慮の うえ査定した。	カ：ア×イ×ウ ×エ×オ
		相乗積 1.00				

② 建物

当該建物の再調達原価を求め、これに耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	持分割合 イ	現況延床面積 (㎡) ウ	現価率 エ	建物価格 (円) オ
6	80,000	1.00	456.00	0.0264	963,000
	現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮したうえ、標準的な建築費に比準して求めた。	-	-	耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して査定した。	オ：ア×イ×ウ×エ

2 積算価格の判定

前記により求めた価格に、必要に応じて、土地については敷地利用権等を考慮した底地等割合を乗じ、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり積算価格を求めた。

① 底地価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	底地等割合				底地価格 (円) エ：ア×イ×ウ
		細符号	制約権利等	イ 面積割合	ウ 底地等割合	
目的外土地	5,208,000	目	借地権	1.000	0.50	2,604,000
		計	-	1.000	-	2,604,000

② 敷地利用権価格

物件番号		建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合				敷地利用権価格 (円) エ：ア×イ×ウ
建物	土地		細符号	敷地利用権等	イ 面積割合	ウ 権利等割合	
6	目的外土地	5,208,000	6	借地権	1.000	0.50	2,604,000
			計	-	1.000	-	2,604,000

③ 敷地利用権付建物価格

物件 番号	建物自体の価格 (円) ア	敷地利用権等価格 (円) イ	※ 類型による 市場性修正 ウ	土地利用権等付建物価格 (円) エ：(ア+イ)×ウ
6	963,000	2,604,000	0.80	2,854,000

※ 土地利用権等付建物単独での市場性を考慮し、応分の修正率を査定した。

④ 内訳価格及び一括価格(積算価格)の査定

物件 番号	底地価格及び敷地 利用権付建物価格 (円) ア	占 有 減価修正 イ	市場性 修正率 ウ	競売市場 修 正 率 エ	その他減価 オ	積算価格 (円) カ
6	2,854,000	1.0	0.70	0.70	1.0	1,398,000
	上記①②③ 参照。	必要なし	地代滞納による リスク、特殊物 件による市場性 等を考慮のうえ 査定した。	不動産競売 市場の特殊 性等を考慮 のうえ査定 した。	必要なし	カ：ア×イ×ウ ×エ×オ

Ⅱ 収益価格の試算

対象不動産の所在する地域における賃貸借の動向、対象不動産の用途および個別性等から、対象不動産が賃貸借に供せられることは一般的でない。
したがって、収益還元法を適用しなかった。

Ⅲ 評価額の決定

以上により求めた積算価格を妥当なものと認め採用し、本件評価額を標記のとおり決定した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等

地域符号 : A
番号 : 玉野(県)-1
所在 : 玉野市東田井地字岡浜地1451番1
価格 : 21,100 円/㎡
位置 : 備前田井駅7.5km (道路距離)
価格時点 : 令和5年7月1日
地積 : 331 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接面街路 : 南5m 市道
都市計画区分 : 市街化区域
用途指定等 : 1低専 (50、100)
地域の概要 : 中規模一般住宅のほかアパート、市営住宅も散見される住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 5 年度)

物件番号	種類	固定資産評価額	摘要
6	建物	5,287,960 円	

※ 参考価格資料のうち地価公示価格等は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、固定資産評価額とは、その性質を異にしている。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面
- 4 土地建物位置関係図

以 上

位置図

出典：都市計画図〔玉野市〕



S=1/10000

評価物件

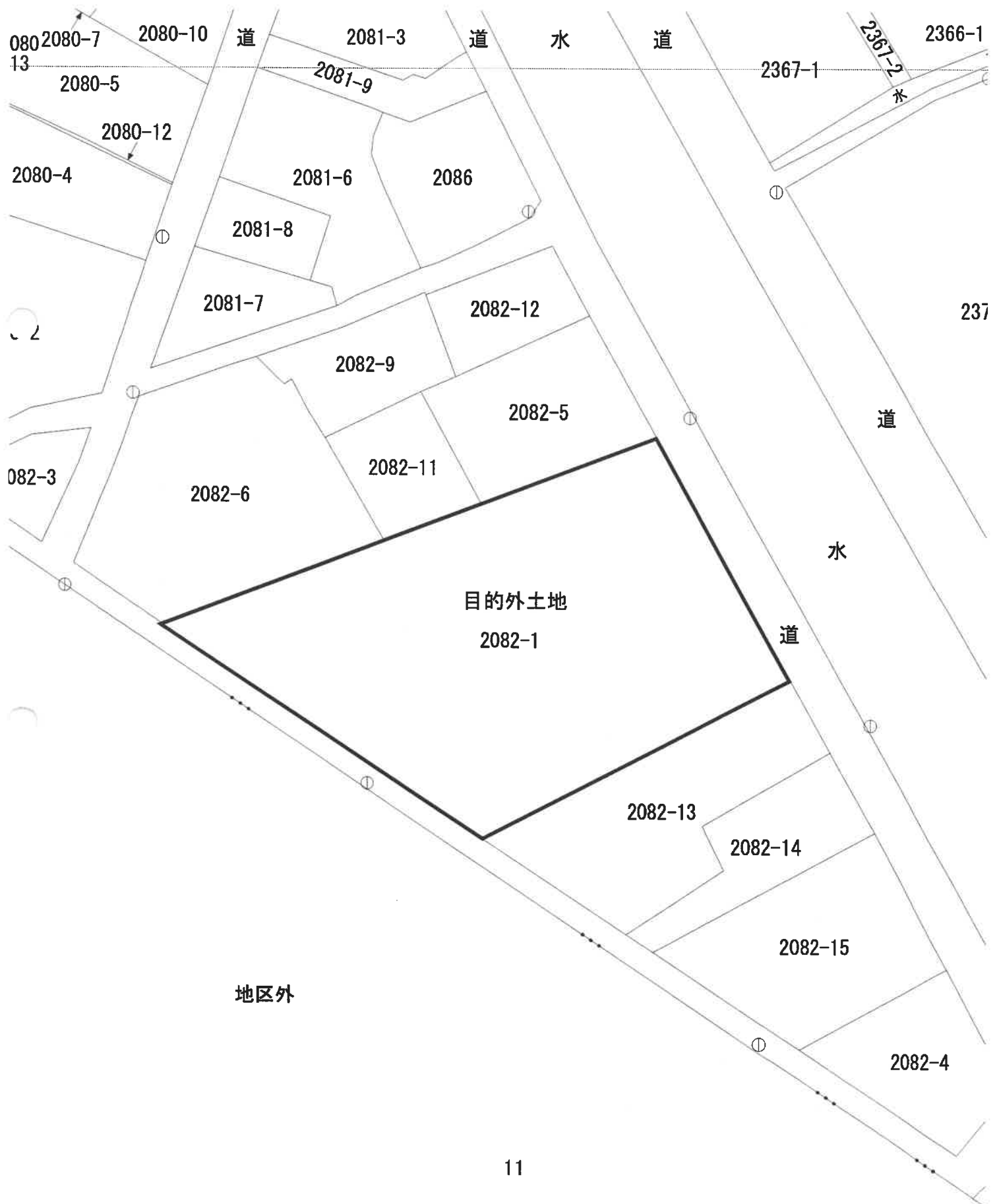
位置図

出典：都市計画図〔玉野市〕



S≒1/2500

評価物件



0917966

家屋番号

2082-1-1

建物の所在

東京都東武野田線新田2082番地1

建物各階平面図

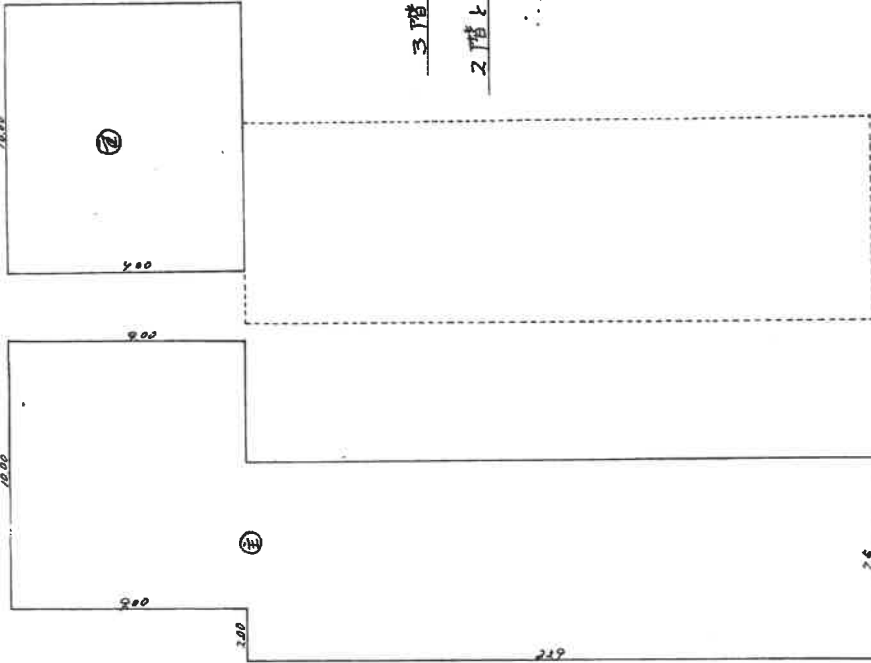
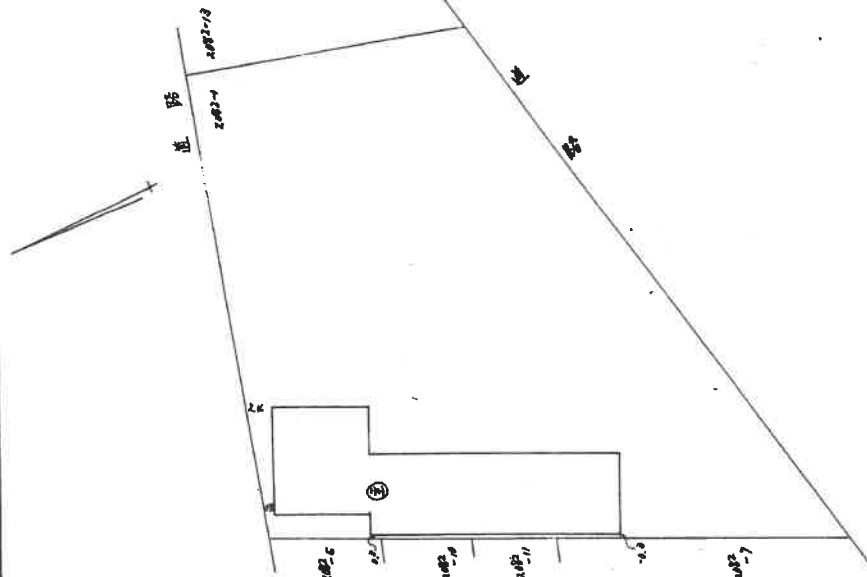
1階

$20.9 \times 25 = 522.25$
 $10.0 \times 9.0 = 90.00$
計 612.25

2階

$10.00 \times 9.00 = 90.00$
計 90.00

昭和四十八年九月十五日
製作年月日



3階

2階と同型に3階略

計 90.00

物件6建物

計 262.25

A3をA4に縮小

縮尺 1/500 1/200

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

土地建物位置関係図



S≒1/500

